
第2回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

令和5年6月15日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和5年6月15日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番 齊田光門	2番 加藤修
3番 江田加代	4番 長谷川康弘
5番 前田昇	6番 石原浩明
7番 河中博子	8番 橋井満義
9番 松田悦郎	10番 山路有

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦	総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 大 武 浩	住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久	建設産業課長 福 井 真 一
教育長 井 田 博 之	教育次長 横 田 威 開

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

令和 5 年 6 月第 2 回定例会 3 日目、一般質問としては 2 日目を開催します。

議員各位におかれましては、日常活動の疑問をたずねる機会であると思っております。また、住民の皆さんも関心を持って御覧になっているものと思っております。質問者、執行部におかれましては、簡潔、明快なる質問、答弁をお願いするところであります。また、発言は、許可を得て行っていただきたいと思っております。

それでは、本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員数は 9 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第 1、一般質問を行います。

ここで、本日の通告者の紹介をしたいと思います。

通告順 6 番、本日は 1 番目となりますけれども、最初に、斉田光門議員、9 時から行います。通告順 7 番、江田加代議員、午前 9 時 4 0 分から行います。通告順 8 番、橋井満義議員、午前 1 0 時 5 5 分から行います。

それでは、通告順に質問を許します。

1 番、斉田光門議員の一般質問を許します。

斉田議員。

○議員（1 番 斉田 光門君） 失礼いたします。1 番の斉田でございます。よろしく願いいたします。

2 点、質問をいたしたいと思っております。

まず、各課長を統括する部長の設置を行われたらよろしいかと思っております。質問いたしたいと思っております。昨年の 8 月、副村長設置の考えに質問がありました。その中で、全体の点検を行う上で、必要性を検討してみたいとの回答でございました。新型コロナ禍も減少する中、行政運営、行政サービス等々、急速に対応する必要が出てくると思っております。今年の 4 月に新体制として稼

働されたばかりではございますが、各課長を統括する部長の設置を行うことで、公務多忙な村長の相談役並びに、さらに、各課長に対する対応や指導の敏速性等、村長とのパイプ役として、早急に部長の設置をすることで、余裕のある村長の村政対応が実行できると思っております。村民のためにも、村長本人のためにも、早急に部長の選任を行っていただきたいと考えております。

続きまして、2番目でございますが、各自治会要望に対する対応の敏速性でございます。これは、自治会から要望事項が毎年提出されております。それによって、回答が返ってきておりますが、西側の洪水対応、カメラ、水位、監視用防災カメラを設置していただいたことは大変感謝いたしております。しかしながら、ケースデンキ並びにマクドナルドに関する内容、毎年のように継続分として要望され、「検討する」の回答が非常に多くあります。正直申しまして、ほかの自治会長さん、何でできないのという不満を言われる方もいらっしゃると思っております。敏速な対応をされるためにも、年間維持工事の発注により、対応ができる要望内容もあると考えております。

現在、建設業者は新入社員が確保できず、社員は平均年齢50歳以上で経営維持が困難な状況にあります。建設業の育成のためにも、維持管理を含めた災害、雪害対策に必要なインフラ整備のためにも必要と考えております。

先日の台風2号は、台風のみならず、活発な梅雨前線の影響で、線状降水帯が発生いたしまして、ダブルで宮崎、和歌山、静岡、埼玉、茨城など、広範囲での甚大被害となりました。台風3号も、威力のほうは衰えてはおりますが、同様でございます。日吉津村は山がございません。山崩れは本当ないと思っております。ただ、河川が非常に幅が狭いということもありまして、河川の氾濫は必ずあると思っております。集中豪雨があれば、本当、氾濫するのはすぐでございます。そのときのためにも、年間維持工事の業者が土のう積みなど、早急に対応してくれると確信しております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（山路 有君） 齊田さん、再質問は、こっち。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 皆さん、おはようございます。

本日も一般質問ということで、まずは齊田議員からの御質問にお答えをしまいたいと思っております。大きく2点、御質問いただきました。1点目が各課長を統括する部長の設置を、2点目が自治会要望に対する回答の敏速性についての御質問でございます。

まず、1点目の部長の設置についての御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、人口減少や少子高齢化、災害の大規模激甚化、新型コロナなど感染症への対応、デジタル化社会の

本格的な到来など、現在、世の中は大きく変化しつつあるところでございます。そうした世の中や社会の変化に対して、我々地方公共団体としての的確な対応、よりよい対応を行っていく必要があると考えております。そのためには、しっかりとした組織づくりは重要であるものと認識しております。

このしっかりとした組織をつくっていくためには、組織の体制整備と仕組みづくり、また、人材育成も併せて行っていく必要があるものと考えております。体制整備という観点では、議員御指摘のように、部長職などのポストを設置していくというのも一つの方法であるものと考えております。現在は、各課の責任者として課長がおり、各課で年度ごとに組織目標を設定して、各種施策の推進や総合計画の実現を図るとともに、毎週行う課長会の中で情報共有し、新たな課題への対応も行っているところでございます。また、各課の組織目標と併せて、職員個人のそれぞれの目標も設定し、課長との面談等も行う中で人事評価、人材育成も行っているところでございます。また、このたび、職員による検討チームを中心に、職員の職位ごと、課長から主事まで、それぞれに求められる能力や役割などについて検討策定し、今後はそれを踏まえて人事評価制度の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

部長の設置につきましては、本村の少ない職員数の中で、管理職と一般の職員との職員構成のバランスがうまく保てるかなどについてよく検討をし、あわせて、職務に責任を持ち、指導力やマネジメント力のある人材を育成することも併せて行っていく必要があると考えております。議員御指摘のとおり、部局ごとに責任者を置くのも一つのやり方だと考えており、組織全体の点検作業や近隣や先進の自治体の取組の調査なども行いながら、部長設置についてのメリット、デメリット等について研究をしてみたいというふうに考えております。

次に、自治会要望に関する御質問でございます。自治会要望は、毎年12月に各自治会から要望をいただいて、自治会長の皆さんとやり取りをしながら検討し、対応を図っているところでございます。従来は各自治会から1月に自治会要望を提出していただいておりましたが、可能なものは翌年度の予算に反映できればということから、令和3年度からは自治会要望を御提出いただく期限を1か月早めて、12月には提出いただくように変更したところでございます。可能なものは新年度予算に反映させ、その他の要望につきましては、対応できるものには対応しつつ、1年間かけてやり取りをしながら方針を決定するというようなサイクルで行っているものでございます。

要望の内容によりまして、既に実施することが決まっている内容や現予算、また、新年度予算の中で対応可能なものなどにつきましては、今年度中に実施しますでありますとか、来年度実施

予定ですというような回答を行っております。しかし、実施が決まっていない内容や予算を伴う内容、実施をするために関係機関との協議、調整、検討、期間が必要な内容で、例えば、道路改良など国の補助事業としての採択が必要であったり、多大な事業費を要するもの、事業期間が長期にわたるものなどの要望内容につきましては、関係者、各担当部局での協議、調整が必要であるため、協議する、検討するという回答をさせていただいております。継続分として要望される内容のものにつきましては、やはり現時点では対応が困難であったり、あるいは時間を要したりするというような案件であると認識をしています。

引き続きまして、自治会要望について、自治連合会の中で御説明、やり取りをさせていただきながら、対応できるものについては早期に対応するよう努めてまいりたいと考えております。

以上で齊田光議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問を許します。

齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 質問させていただきます。

各課内のミーティング、打合せ等は、どのような方法で、どのようなタイミング、例えば週1、毎日とかで行われているのでしょうか。その場合、村長さんは同席されますか。よろしく願います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 齊田議員の御質問にお答えします。

各課のミーティングといいますか、まず、課長会を毎週月曜日、朝8時40分から課長職が集まって実施をしております。そこはもちろん村長も同席しています。その課長会の中で、各課からのお知らせ事項等を、それから課長の日程、課の日程等を課ごとに1枚のペーパーに落としまして、それを配付し、情報共有をしています。課長会が大体40分から50分実施して、それが終わりましたら、各課のほうでその情報を、ペーパーを配付して情報を共有すると。必要な事項については、課長のほうから口頭でまた伝えるというようなことで周知をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 毎週月曜日ですね、分かりました。

さらに、全体としてのミーティング、打合せ等、全体会議等も行われておりますか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 齊田議員の御質問にお答えします。

全体で会議というようなことは行っておりません。なかなか全員で集まるという時間も機会もないものですから、そこはやはり各課での周知ということでしております。必要な事項については、課内の掲示板というもので、ネットで見れるような形で、パソコンで見れるような形で周知をしているということになります。

あと、課の情報共有ということでは、先ほど課長会ということはお伝えしましたが、毎朝、夕ですけれども、始業前、それから終業後に各課でミーティングをしております。そのミーティングは本当に短時間で、必要事項なことを課内共有するというような機会でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） さらに、大きな異動が正直、毎年、避けるべきとは思いますが、毎年人事異動があります。これは4月でございますね。行政対応として、各職員の認識はスピードを要します。マニュアル、職員教育は、どのようにされておりますか。お願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 齊田議員の御質問にお答えします。

人事異動につきましては、これは、大体1つの部署に、平均ですけれども、3年とかそれぐらいの期間をもって次の部署に異動というようなローテーションでやっております。ですので、異動したってということになると、なかなかそれまでの流れというのが分からないというのが正直なところでございます。ただ、異動の際には、しっかり前任者と引継ぎを行いまして、さらに課長も含めた引継ぎも行いますので、そういった、事務に遅延のないようにしっかり対応をしているところではございます。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 県として初めて、各行政事業の紹介は行われてはおります。ホームページにミライトひえづの工事進捗事業を紹介されておりました。毎日ホームページを目にしておりますけど、とてもいいことだと思って感じております。

それと、それはよろしいんですけど、今、徳原ファームも採算性、すごく苦しんでられるという状況を聞いております。昨日、おとといですかね。北条町は町の職員に対して、農業の手伝いや部活動の指導などの地域貢献活動に報酬を、その報酬を得ると。副業を許可する制度を今年度から導入してるということでございます。農業の担い手不足、これは大変な問題でございます。地方公務員が補おうとする制度が、全国の自治体に導入の動きが広がりつつあるというふうに記事は書いておりました。村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。議員がおっしゃいますように、冒頭、答弁の中でも言いましたけれども、人口減少というのが、これ、全国で進んでいる状況であります。本村の農業の担い手という部分におきましても、議員の御指摘のとおり状況かなというふうに認識をしています。

先般、新聞報道がありました、北栄町のほうで職員に兼業を認め、そういった地域の産業の担い手であったり、あるいは部活動の指導であったりっていうことを職員が報酬を得てやることを認めるというような取組だったとお聞きをして、新聞のほうで拝見をしたところであります。そういった今後の人口減少というようなことを見据えると、やはりそういった取組も検討していく必要があるのかなというふうに考えますので、少し状況等を、北栄町、取組を始められるということですので、またお話を聞いたりして、研究をしてみたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 斉田議員。

○議員（1番 斉田 光門君） ありがとうございます。そういった発想もあるということで、部長の設置をすれば、また村長の異なる発想も出てくるとは思いますので、お願いいたしたいと思えます。

最後に、境港、米子市、日吉津村、中心に、日吉津を起点とする米子一境港間の高規格道路の早期実現、停滞しているうなばら荘の問題等々含む海浜エリアの整備等、やるべきことは山積み状態と考えております。米子県土整備局も副局長兼任総務課長にて宮本さんという方が、女性なんです、選任されております。最初の4年間は村長としてウォーミングアップだとは思っております。さらに2期目の4年間こそ、御本人のカラーを最大に発揮されて頑張っていたらよろしいかと思えます。そのためにも、最初に言いました部長の設置を考えてやってください。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 答弁もな。

○議員（1番 斉田 光門君） 改めて、村長、何かありましたら、出していただきたいと思えます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。議員おっしゃいましたように、様々なことにこれから取り組んでいく必要があると思っておりますので、ぜひその充実した組織体制にできますよう、検討をしていきたいというふうに思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 斉田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） ありがとうございます。

続きまして、各自治会の要望に対しての件ではございますが、全部を全部今ここで話しする必要はないと思いますので、2つほどちょっと述べさせていただけたらと思っております。普通の道路も、県道とか村道とかそういう問題じゃないんですけど、街灯がなく、夜間に人が側溝に落ちました。そういう事案が発生しております。街灯の設置をしてほしい、農地のある、通行の頻度の少ない場所ですので、回答ですね、街灯設置は見送ります。側溝に落ちることを防止する観点から、自治会でソーラーガーデンライトなどの設置をしてくださいという回答がありました。それについてちょっとお聞きしたいです。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 齊田議員の質問にお答えいたします。

自治会要望の中であった街灯設置ということでの回答を住民課のほうよりさせていただいております。街灯の基本的な考え方は、住宅地、住宅があるところにつけてきてまいっております。その関係で、農地周辺ということの要望も少なからずあつたりしますけども、基本的には、そこに街灯をつけますと、農作物への影響等あるわけでありまして、そこで設置を見送りというか、行政のほうでは設置してきてない現状はございます。ただ、警察等より指導とか、犯罪がたくさん起きてるといようなことがあつたら、別の対応もしてまいるわけですけども、そういったことで、農地周辺の防犯灯の設置は行政のほうではしておりません。その観点から、各自治会のほうで何がしかできないかということで、例を挙げて、ソーラーライト、そういったものがあるので、そういったものの設置を考えてみてくださいと回答したものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） もう1点、ちょっと申し上げたいと思います。本当、毎年自治会で継続分として取り上げられています。その内容は、やはりマクドナルドの前のドライブスルーの渋滞でございます。現在、パトロールといひますか、ガードマンをつけて、入らないようにされたりとか、費用をかけてやられております。正直言って、ガードマン、めちゃくちゃ高いですよ、今。よくやられるなと思って、毎日じゃないですから、土日、祭日、そういったタイミングですから、それは分かります。当初、マクドナルドが開店するとき、既にこの問題はあったと思います。考えられると思います。非常に短いドライブスルーですので、その辺をもう少し考えてやっていただけたらよろしいかと思ひます。

さらに、ケーズデンキが出るときに、建てられるときに、交差点改良をされておりました。それに基づいて、そのときに解消すべき設計をしなかったのかなという、ちょっと問いかけをさせ

ていただきたいと思います。正直、マクドナルドの責任でもあります。村内がどうのこうのじゃなくて、ですけど、費用をかけてでも改善すべき問題でございまして、これ、本当毎年、もう三、四年、できてからですね、正直言って。さらにケーズデンキができてからもっと頻繁に出てくる問題だと思いますので、その辺、今後どうされるのかをまたちょっと聞いてみたいです。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 齊田議員の質問にお答えいたします。

交通安全の観点からでございます。確かに渋滞のことがありまして、以前から要望いただいて、こういった対応ができるかなということで先方様とも協議させていただいてきております。その中で、ガードマンの設置なんかをしてきていただいた現状もあります。近年は、去年の12月になりますけども、入り口に「止まれ」という看板があるので、それで道に車が止まるんじゃないかということがございました。そういったことから、交通安全協議会より要望書を出しまして、そこに、道路に止まらないような工夫をしてくださいということをしたところ、「止まれ」の看板のところに、路上で待たないでくださいよという表示をしていただいているところがございます。そういったことで、少しずつではありますけども対応はいただいているということと、あとは、先方さんの考えがございまして。行政のほうでできることと、対応としては基本的には先方様のほうでされることになってまいりますので、なかなか進んでいないのかなと思っております。引き続きいろんなことの要望をいただきながら、対策を練って協議してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 齊田議員の御質問の中で、道路の関係ですね、拡幅の関係についてお答えいたします。

ケーズデンキは、市街化調整区域の地区計画ということで、今おっしゃってる道路は村道橋通道線っていうんですけども、それと、この役場前の県道の間、それから431から、昔、4メートルぐらいの農道があったんですけども、このエリアを対象に地区計画として整備をしております。御質問の橋通道につきましては、区画道路として片側1車線、2車線ですね、両側で、と、歩道つき、全幅員が9メートルの区画道路として事業者負担によって整備したものでございます。このときに、マクドナルドにつきましては、地区計画の区域外でございまして、現状の入り口はそのまま確保するというので道路の整備がなされております。ですので、入り口の変更とかはそのときにできておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 今述べさせていただいた内容はほんの一部分でございますが、冒頭で述べました、正直、各自治会の、何でできないのか、すごい不満を言われる自治会長さんがいらっしゃるとい話を聞いております。再度検討して、できる内容については実行をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。このたびも、今年も自治会要望いただいているところでありますし、今後も自治会からそういった御意見、御要望いただきながら、改善を図っていきたくて考えておりますので、できるものにつきましては、なるべく早く取り組めるように、しっかり取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 冒頭にもちょっと話をしましたが、現在、建設業は本当、新入社員、全く確保できません。大手というわけじゃないですけど、大きいところは何人か、正直言って、土木は入ってきません、建築ばかりです。住宅がございますので、例えば設計したいとか、そういった形は新入社員はあると思っておりますけど、正直言って、真ん中、格付、A、B、C、Dありますけど、B以下はほとんど新入社員入ってきませんので、ところてん方式ですけど、やはり、年齢が本当、50歳以上を越しまして、本当、経営の維持が困難な状況であります。建設業の育成のためにも、冒頭で申しました年間維持工事の発注をお願いしたいということ、それと、先ほどの台風等災害に対しての対応を、早急に対応してくれると思っておりますので、そういった形で、業者を決めるというわけじゃないんですけど、対応していただける業者を確保することも大切だと思っておりますので、何とぞよろしくお願いたしたいと思っております。

最後に、このたび建設産業課長さん、福井さんが就任されました。以前は内部の形で、前回、課長さんになられておりますけど、今回、建設産業課長になられました。本当、今後の活躍を期待するとともに、4月に就任された各課長さん、私、本当、思うんですけど、今、最高の課長さんが就任されております。本当、横のつながりが物すごくあります。今までがどうのこうのという問題ではございませんが、全ての意味で頑張っていたいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですね。

○議員（1番 齊田 光門君） いいです。

○議長（山路 有君） 以上で齊田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 通告順7番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。私は、今日、大きく分けて2点の質問をさせていただきます。村長の御答弁、よろしくお願いいたします。

まず最初に、マイナンバー制度を利用した保険証導入後の対応について伺います。健康保険証の廃止などを定めたマイナンバー法改正法が国会で成立した後も、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々と明らかになっております。医療現場では既に大混乱が起きているようです。私も、施行期日が近づくほど、不安が増してくるような状況でおります。以下、7点について質問いたします。御答弁よろしくお願いいたします。

まず、1点は、国保は他の医療保険に比べて、加入者の大半を非正規雇用の労働者や年金生活者などが占めております。支払い能力を超える高い保険料となっております。保険料の滞納者に対し、村は、有効期間を短期に限る短期保険証を交付し、徴収業務に当たっておられます。さらに、1年以上滞納し、特別な事情がないと判断した場合は、保険証を返還させ、受診時の医療費を一旦全額負担、給付分は後日に払戻しとなる資格証に切り替えることになっています。マイナンバー法等改正で、短期保険証、資格証明書も廃止になるのでしょうか。

2点目は、保険証の資格が申請主義になった場合、申請漏れ、申請遅れが生じた場合は、保険料を払っていても無保険者の扱いになるのでしょうか。

3点目、カードも資格確認書もない無保険状態にある被保険者の実態の把握は、将来とも可能でしょうか。

4点目、戦後、誰一人無保険者にしないと医療を受ける権利を保障していた皆保険制度は守るべきだが、可能でしょうか。

5点目、無保険者が多数発生すれば、医療、介護現場の混乱は予想できますが、国保業務へどのような影響が出るのでしょうか。

6点目、保険証廃止と同時に、マイナンバーカードの民間利用を拡大する法案も提出されている。利用範囲を拡大すれば、個人情報漏えいの危険度が増すのは明らかである。昨年1年間で7,312件の誤ったひもづけを確認、その他、個人情報5点閲覧されていたと厚生労働省が発表しています。さらに、情報登録の誤りだけでなく、公金受け取り口座のひもづけでも誤登録が判明するなど、個人情報の漏えいが増加しています。対応をお聞かせください。

7点目、自治体は、国の施策に無批判に従うのではなく、住民福祉の増進を図るという役割を

第一義とし、住民の個人情報の流出を防ぐ対策を強化することに力を注ぐべきではないでしょうか。

以上、村長の答弁よろしく申し上げます。

大きく分けて、もう2点目なんですけれども、それは、このたびのマイナンバーに関する改革の中とは直接関係があるか分かりませんが、インボイス制度についての質問をいたします。このインボイス制度への影響が、恐らく日吉津村の会計にも大きく影響してくると思っております。その対応について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、江田議員からの御質問にお答えをしてみたいと思います。

大きく2点御質問でございます。マイナンバーカード、今後の保険証の対応についての御質問、2点目がインボイス制度の本村会計への影響についての御質問でございます。

まず1点目の、今後の保険証の対応、マイナンバーカードとの関係性等についての御質問でございます。

1点目、まず、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの置き換えを含んだマイナンバー法等改正案、マイナンバーの利用範囲の拡大に伴い、2024年秋以降は、新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードと一本化することなどを盛り込んだマイナンバー法等の一部改正法案が6月2日に参議院で可決、成立をしたところでございます。議員のほうからは、このマイナンバー法等の改正で、短期保険証資格証明書も廃止になるのかというのが1点目の御質問でございます。

この健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みというのも廃止になるということでお聞きをしています。また、長期にわたって保険料滞納がある方に対する保険料納付を促す取組として行われてきました被保険者証資格証明書の交付に替えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うというような規定の整備がされるという方向で検討がなされているということでございます。健康保険証の廃止に伴いまして、マイナンバーカードを紛失、更新中の方、お手元にカードがない方などは、資格確認書というのが無償で交付をされるという方向で検討が進められているところであります。

2点目で、保険証の取得が申請主義になるが、申請漏れ、申請遅れが生じた場合は、保険料を払っていても無保険扱いになるのかという御質問でございますが、こちら、保険証ということがありますけれども、この廃止に伴って、発行される資格確認書というのがこれが申請が必要にな

りますので、そのこととしてお答えをさせていただきたいと思います。

この資格確認書の交付を受けていなくてもこの資格を失うわけではありませんので、無保険ということにはならないというふうに認識をしています。現在は保険証を発行しているわけですが、この資格の取得及び喪失につきましては、本人の届出に基づいて行っているところであり、そして、この資格の取得につきましては、届出日からではなく、従前の保険の喪失日からとなりますので、資格の取得及び喪失に遅れや漏れがあったとしても、本人からの届出に基づき資格を有していることとなりますので、無保険状態とはならないというのが現状でございます。また、厚生労働省は、今後、資格確認書の申請忘れなどへの対応として、職権で交付できるような仕組みというのでも検討していくというふうにされているところでございます。

次に、3点目ですが、カードも資格確認書もない無保険状態にある被保険者の実態は把握できているのかという御質問でございますが、もともとの国保加入者のデータにつきましては把握がございまして、転出入や就職、退職などによる資格取得・喪失の把握は、これまでどおり御本人様の届出に基づいて行われることとなってまいります。そのデータに基づきまして、被保険者の実態については、引き続き把握できるものでございます。

今後、皆保険制度というのが存続可能なのかという御質問でございますけれども、今般の改正につきましては、このたびの新型コロナウイルス感染症対策の経験によりまして、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在をしております。デジタル社会の基盤でもありますマイナンバー、マイナンバーカードについて、国民の利便性向上の観点も含め、マイナンバーの利用範囲の拡大という観点から、このたびのマイナンバーと健康保険証の一体化が進められているものでございます。全ての被保険者の円滑な保険診療を可能にするということを念頭にこのたびの改正は進められているということでありまして、今回の制度改正によって皆保険制度が後退をするようなものではないというふうに認識をしております。

この制度改正によります国保業務への影響についての御質問でございます。過渡期でございますので、先ほど来申しております資格確認書の発行、あるいは医療機関からの問合せなどがあることが想定をされるところであります。けれども、被保険者の方が不利益を被らないように、国保、村としましては、丁寧に対応をしていきたいというふうに考えております。

次の御質問ですが、個人情報漏えい等についての御心配の御質問でございます。この保険証の切替えにつきましては、先ほども申し上げました、医療の医療DX、デジタルトランスフォーメーションを進展させる基礎であるというふうに捉えているところでございます。医療機関や薬局での診療情報や薬剤情報、健診結果の情報、医療費の情報などを専用サイト、マイナポ

タルで御自分で確認でき、医療機関や薬局も患者の同意があれば、これを閲覧することができるようになるということでございます。患者が医療関係者と診療情報や薬剤情報を共有することで、正確でよりよい医療を受けられ、投薬の重複を避けるなどにも対応ができるというようなメリットも想定をされているところであります。

現在、議員のほうからもありましたけれども、このマイナンバーの関係のひもづけでありますとかの手续がうまくいってないというような御指摘がございました。こちらにつきましては、政府のほうでも今これを総点検をするというふうにおっしゃっているところでありますので、村といたしましても、そういった点検に際して必要なことがありましたら、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

また、本村における特定個人情報の取扱いにつきましては、特定個人情報保護基本方針、それから管理規程、取扱マニュアルなどを策定し、これを基に、組織的安全管理措置や人的安全管理措置、物理的安全管理措置などの取扱いが規定どおりに運用されているか、保護責任者及び事務取扱担当者に対して、毎年内部監査を実施し、確認を行っております。また、外部監査として、3年に一度は外部からの監査も実施しており、適正に行っているところでございます。この個人情報の取扱いにつきましては、限られた担当職員のみ取り扱うこととなっており、十分な注意を払って対応しているところでありますが、引き続き、情報管理の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のインボイス制度についての御質問でございます。本村の会計等についてどういった影響があるかというような御質問でございます。

このインボイス制度というのは、令和5年、今年の10月1日から開始をされる制度でございます。適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度というものでございます。これは、事業者間において行われる消費税の売手と買手、売手がインボイスの発行側、買手がインボイスの受領側となりますけれども、において、複数税率に対応したものと開始される仕入額控除の方式でございます。このインボイス制度によって変更になることとございますけれども、適格請求書発行事業者のみがこのインボイス対応の請求書等を発行可能ということとございます。請求書等に、現在は最低限、発行事業者名、それから取引年月日、取引内容などが表示をされているところでございますけれども、今後は、発行事業者名、登録番号、取引年月日、取引内容、税率に区分して合計した対価の額、適用税率、税率ごとに区分した消費税額、それからインボイス受領者側の名称を表示しなければならないというふうな改正がございます。

日吉津村の会計に影響がある事項でございますけれども、まず、会計ごとに申告課税の有無と

いうところで申し上げますと、一般会計につきましては、現在と変わりませんが、消費税法の60条第6項の規定により、この一般会計では、課税額と控除額を同額とみなすため、消費税の課税はございません。また、あわせて、同法60条第7項の規定によりまして、この申告の義務もないということでございます。次に、下水道会計でございますが、こちらにつきましては、消費税の課税があります。申告義務もあります。これは現在と導入後も変更はございません。国保会計と後期高齢者特別会計につきましては、一般会計とみなすため、消費税の課税は同様にありません。申告の義務も一般会計と同様でないということで、これも変更はございません。

一方で、インボイス制度の導入後において、地方公共団体の一般会計から課税仕入れを行う事業者につきましては、同会計が、つまり日吉津村の一般会計がインボイス制度に対応しない場合には、当該仕入れについて仕入額控除を行うことができなくなり、つまり、村と取引を行った事業者のほう消費税の負担が増加するという可能性がございますので、村の一般会計、その他会計ごとに、これに伴った対応を行っていく必要がございます。

必要な対応といたしましては、会計ごとの適格請求発行事業者の登録、それから、インボイスに対応した請求書等を発行するためのシステム改修等が必要になってまいります。対応状況といたしましては、一般会計につきましては、適格請求発行事業者の登録を税務署のほうに申請をして、これが完了しております。また、システム改修につきましては、定期更新、システムの定期的な更新の中でこの更新が行われるということでありまして、別途これは予算化は必要ないということとであります。下水道会計につきましては、適格請求発行事業者の登録済み、こちらも一般会計と併せて登録済みでございます。下水道会計につきましては、納付書はシステム改修により対応が必要となってまいります。今年度当初予算でこの予算について計上させていただいておりますので、このシステム改修を期限までに行っていくという必要がございます。国保会計と後期高齢者特別会計につきましては、この適格請求発行事業者への登録は必要ございませんので登録なし、一般会計と同じシステムでございますので、改修に係る費用も発生してこないということで認識をしております。

また、このインボイス制度の導入に伴います村民の皆様への影響ということで申し上げますと、保育所や学校給食における手数料につきましては、公共性の高い福祉などについて、政策的に非課税というものでありまして、村民の皆様に影響はございません。保育料や給食費等につきましては個人から徴収するもので、頂くものでございます。インボイス制度というのは、冒頭申し上げましたけれども、事業者と事業者のやり取りについてこの登録等が必要になってくる制度でありますので、個人であります村民の皆様方にこれが影響出るものではございませんので、この登

録、対応というのは必要ないというふうに認識をしています。開始が10月ということですので、それまでに今後必要なこと等につきましてもチェックをし、適切に対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で江田議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

どうぞ、江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） すみません、ちょっと資料を落としました。

失礼しました。どうもすみません。まず、最初のマイナンバー保険証の、マイナ保険証のことについて再度質問させていただきます。1番目の短期保険証と資格証明書の件につきましては、対応が十分できておるなどと思っております。どちらにしましても、資格確認書は、本人が申請しなければ、これは受付はしていただけないということでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

資格確認書につきましては、御指摘のとおり、基本は申請に基づいて発行するというものになっておりますけれども、ただ、今の制度が変わっていく中で、国のほうも自治体の判断で交付できるような方法を検討していくということにしておりますので、そのような対応も必要になってくるかというふうには考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 村長の答弁の中で、職権で対応できるというようなことを御答弁、たしかいただきましたね、失礼しました。

そうすると、漏れるってということはないと思うんですけども、例えばマイナンバーカードを取得していない人は、この資格確認書をもらうのには、役場の福祉保健課に行きて、その旨を伝えればいわけですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、福祉保健課、担当課のほうで手続をしていただくと、申請いただくということが基本になるかと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 分かりました。この短期保険証と資格確認書の件につきましては分かりました。

2番目の、申告漏れの対策なんですけども、これも本人の届出がなければ、申告漏れの方はそのまんまになっとるっていうことでしょうか。これも申請忘れがあった場合、職権で対応できるというふうに考えてもいいでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

保険証の取得の手続につきましては、マイナンバーをお持ちでない方、あるいは申請中の方とか、あと、申請漏れの方等、いろんなケースが出てこようかと思いますが、その手続につきましては、今、国のほうでも手続を精査をされている状況でございますので、その流れを自治体としてもしっかり確認しながら手続を進めるということで、基本的には、村長の答弁にもございましたように、国保の資格をお持ちの方が資格を失われるということにはなりませんので、無保険の状態ということは起きないと。ただ、その対応として、どのような、資格確認書の発行の方法、手続等につきましては、今後、きちんと整理をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 続いて、5点目の質問についてですけれども、国保業務への影響というふうなことをちょっと心配したんですけれども、もちろん丁寧に対応していくというような御答弁をいただきました。また、医療からの問合せとか、そういったことは恐らく覚悟していらっしゃるのかなと思っておりますけれども、例えば、申請しに役場の窓口に行くっていうことで、資格確認書を頂けるわけですよね、そうすると、役場の業務ってすごく増えると思うんですけれども、そこにどういふふうに対応されるようになってますでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しあげましたように、具体的な発行の手続の流れにつきましては、今後、精査して整備を進めなければならない部分等は考えております。当然、制度の過渡期ということでございますので、窓口での対応が煩雑になったりとか、スムーズな対応が十分できない可能性もございますけれども、ただ、一方では、保険証を年1回更新するような業務はなくなってきたりするという面もございますので、新たな制度に従いまして、きちんと窓口のほうで発行手続ができるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 今、御答弁聞いておまして、一つ思い出したことがあるんですけど、介護保険制度が導入されたときに、私、議員で出ておりましたときに、連合長が、介護保

険制度、介護保険の事業を走りながら考えるっていうふうな御答弁を何回かされたんです。江田議員が心配されんでも、これからはどんどんと厚生年金の被保険者が増えていくので、保険も充実してくるので心配には及びませんっていう答弁もしていただきました。それをちょっと今思い出しました。この保険証の、このマイナンバーカード化っていうのも、私、それと何か重なり合っていて心配なんです。といたしますのが、このことが議論されるようになってから、全てのことが後手後手に回ってて、情報は漏れるわ、そういったことで、期日が近づくにつれて、本当に大丈夫かなっていう不安があるんですけども、そういった患者さんに対応される窓口におられて、そういった心配ないですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

今、先ほども申し上げましたように、過渡期というところで、制度、それから、あるいは発行業務一つを取りましても、どのような対応をしていくかということが、今後、整理をされていく、整備されていくということでございますので、担当窓口、担当課としましても、その情報をきちんと受け取りながら、適切に対応できるように、住民さんに混乱が来さないようにということ、それから、困られないように、適切に医療を受けていただけるようにということが基本だと思っておりますので、そこは意識しながら対応していくということで向かってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） そのように期待はしてるんですけども、これは新聞報道なんですけれども、いろいろと、このマイナンバー保険証ができる過程で7,300件のトラブルが2月頃発生しておったということを、2月頃、政府は把握しながら、公表したのが、法案が衆議院で可決された後の4月の27日以降だったそうです。それで、私、本当に今、国が進めているいろいろなこういったことについて、無批判のまま従っておっていいのかなということを本気で心配しております。随分とこの頃の、このマイナンバーのことにしてもですけども、インボイスのことにしてもですけども、国のやり方っていうのが本当に強権的だっていうような印象を受けます。

そういった意味で、村長に伺いたいんですけども、全国知事会会長をされておられる平井知事さんは、国に対して本当にいろいろな意見をおっしゃっていただいています。国保新聞の記事に、ああ、平井知事はこういったことで頑張ってくださいとるなということを感じることもあるんですけども、本当にこれで住民の福祉が守れるかなっていうところで、やっぱり村長さんにも、何が

何でも住民に不都合がないように、言うところには言っていくぞというような意気込みをお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。冒頭の答弁でも申し上げましたように、まずは、国のほうでも今の状況を踏まえ、総点検をされるということです。国のほうから要請がありましたら、村としてもしっかりそれには対応していきたいと思っておりますし、また、村のほうでも、この特定個人情報の取扱いについては、今もでありますけれども、しっかりと今後も対応していきたいというふうに考えております。

そして、国のほうに、制度等の中で必要な訴え、必要なこと等ありましたら、町村会等を通じて、これは声を国のほうにも上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） ありがとうございます。この点について、なかなか私も本当に心配しているんです。この紙の保険証を廃止してほしいというようなことを被保険者のほうに思ったわけでもないですしね、健康保険証を廃止してマイナンバーカードを強制することは、医療機関にとっても本当に大変なことになってます。

私もこの間、大学病院にちょっと付添いで行きたんですけれども、やっぱり機械が、これはマイナンバー用、こちらは紙用っていう、機械が2台置いてあったんですけど、まだこのマイナンバー用の機械に、何ていうか、近づいていく患者さん、おられませんでしたが、こちらばかりで。何人の方に、こちらよりこちらで手続きしてくださいって、紙のほうに職員さんが回されたんですけど、私、それ見てましてね、あっ、ここに並んでおられる方は、ここの病院の職員さんじゃないのかなと思ったんです。このデジタルの関係の派遣の職員さんかなと思ったのが、本当に機械的で、患者はおどおどするっていう感じだったんです。ですから、医療関係者も、これを、医療関係者の方が言っておられましたけど、今、大事なものは、健康保険証を廃止してマイナンバーカードを強制することは、医療機関にとっても、また、医療を受ける国民にとっても、何一つもメリットがないじゃないかっていうことでした。私もそのとおりだと思うんです。それで今、本当に政治に何が求められているかっていうことでは、健康保険証を廃止することでも、マイナンバーカードを強制することでもなくて、今、物価高の生活苦とか、それから医療、介護の負担が増えて苦しんでいる、そういった国民にぜひ手を差し伸べてほしいって。これは医療関係者が言っておられることなんですけど、私は本当にそのとおりじゃないと思うんです。ですから、本当に私、せめて住民の顔が見える、こういったところでお仕事していただいております皆さんに

は、そういう立場で頑張っていたきたいということです。

私が一番気にしておりますのが、マイナンバーカードが普及することによって、住民の生活改善や、それから、職員さんの労働環境が改善されて働きやすくなったわとか、そういうことであれば、本当に大いに歓迎するんですけども、この国民の皆保険制度が壊されてしまったら、これはもう元も子もないっていうことで、本当に心配しております。この国民皆保険制度はすごく歴史がありまして、これは絶対に医療にかかれぬ人を一人も出さないということで、ずっと戦後続いてきたことですので、ここには本当に皆さん、こだわっていただいて、頑張っていたきたいと思います。

この辺りで、村長にちょっと所見を伺いたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。最初の答弁でも申し上げましたが、このたびの改正によりまして、この皆保険制度がなくなったり、後退をしたりするものではないというふうに認識しております。この点については変わらないと思っています。

このたびの改正、デジタル化ということでございます、基本的には、今後、人口減少がどんどん進んでいく中で、やはりいろいろな仕事の担い手をどうしていくんだろうかというのは、一つの大きな課題だと思っています。その部分にできるだけデジタルの力を使って、省力化もしながら、また、可能であれば、そういった医療の関係の情報を共有することでスムーズな受診であったり、適切な診療、受診につながるということが一つの狙いだというふうに考えております。そういった、このたびのデジタル化というのは非常に大きな改革ということで認識をしておりますので、やはりこれまであったものを廃止をして、新たにそういったデジタルの仕組みを取り入れていくということでいいますと、この過渡期ということで片づけてはいけないのかもしれませんが、やっぱりそこには一定の、何というか、変更がある中で、それぞれが対応をしていかなければいけないという部分が出てくると思いますので、そこは利用者の皆さん、村民の皆様や医療機関の皆様も、我々もみんなが協力をしていく中で、このデジタル社会の到来というのに向けて取り組んでいく必要があるというふうに認識をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 御答弁いただきましたけれども、私、本当にますます不安になりました。

最後に、利用範囲の拡大というところになると思うんですけども、村長は、デジタルトランスフォーメーション、これがどんどん進められてきて、新しい、何ていいますか、村づくりという

のに大いに貢献できるということを言っておられます。私、ここまでデジタルの話になりますと、私はアナログな人間なんですけども、ある研究者の方が、まだ統計取ったわけでもないし、はっきり断言できないけれども、例えばデジタルの形って、スマホだなんて、私、思っているんですよ。まあ、本当に便利だなんて思って、何でもすぐ調べられるし、思ってたんですけど、これはいいわと思ってたんですけども、ある方が孫のスマホを取り上げたっていう、お父ちゃんを取り上げたっていうことを言っておられる人がありました。それで、私、なるほどなと思ったんですけど、私もその後、いろいろな雑誌読んでいたら、このデジタル化っていうか、スマホの被害っていいですか、スマホの被害は、分かりやすく言えば、教科書の読めない中学生、それから、簡単な筆算ができない大学生、将来、そういった人たちが増えてくるのではないかっていうことを危惧しておるっていうことを読みました。私、本当にそれは不安材料だないって思いました。

それで、ここの利用範囲の拡大っていうところですけども、これが、岸田首相が議長さんを務めておられるデジタル社会推進会議っていうのが、6月の6日に4回目が開かれております。その中で、マイナンバーカードとの一体化はやっぱり予定どおり進めていくと。今後は、健康保険証に続いて、運転免許証、医療費の助成制度の受給者証、母子健康手帳、在留カードなども広げ、介護保険保険証などのペーパーレス化も進める方針ですっていうことをはっきり述べておられます。私、例えば母子手帳の、何と申しますか、スマホですぐ情報が得られるっていうような状況になっておるいうことを、またスマホで調べてみたんですけど、それは出産から育児、子供が成長していく過程を、このスマホで知識を得て、スマホであると、お話ししながら子育てをするっていう、そういったことになってきたら、保健師さんの仕事はどうなっていくんだろうとか、いくと、私、本当に心配しまして、デジタル化っていうのは、本当に、何ていいますか、アナログな人間、五感でいろんなことが感じ取れるようなアナログな人間と、最新のデジタルがうまく共存している状況を確認しておかないと、とんでもない方向に行ってしまうなって私は心配してるんですけど、村長、その所見、伺わせていただいていいでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。私もアナログが非常になじんでいるタイプですので、決して全てがデジタルになるものとは考えていません。これまでも申し上げてはいますが、やはり人と人が触れ合ったり、直接対話をして物事を進めていったりというのは、この部分はなくなるわけではありませんし、先ほど保健師の話もありましたけれども、やはりそういった部分は丁寧に引き続きやっていく必要があると思っています。

そのためにも、やはり省力化できる部分であったり、デジタル化で補える部分についてはデジタルに担ってもらおうというのが基本的な考え方だと思っていますので、申しあげましたように、アナログの部分、人と人の関わりの部分というのは、やはり今後も変わらず大切なものだというふうに思っています。

一方で、今、生成AI等の問題もよくニュースとかでも見られると思いますけれども、やはり、物事を考えて文章にしたり、例えば絵にしたりとか、そういったところをこのAIが担っていくということについても、非常に今、社会、世界で課題、問題とされているところでありまして、こういった部分についてはやはりみんなで考えていく必要があると思っています。デジタル化と人間が本来担っていくべき部分というのをしっかりと見極めながら対応していく、これが必要だというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） ぜひそうなってほしいと願っております。本当に、役場で働いていただいております職員さんの人減らしの役に立ったりとか、デジタル化が、それから、本当に働きやすい職場になったという実感じゃなくて、何かもう本当に忙しくてえらい、住民さんの顔を見てゆっくり話しすることができんと、そういったような環境になったら、デジタル化失敗ですわ。ですから、その辺のことを、しつこいんですけど、言わせてください。

続きまして、インボイスについてなんですけれども、例えば物産館についてなんかはどうでしょうか、この間の報告書の説明いただいたときに、1店舗撤退されたというようなことをお聞きしましたけれど、今後、このインボイスの関係でそういった店舗が出てくるっていうような心配はありませんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

この間、撤退ということはありましたけれども、これはインボイスとは全く関係ありません。ただ請求書なりに表示を変えるというだけのことで、特に金銭の動きが新たに出るとか、そういうことではございませんので、それでは影響ないというふうに思っております。ちなみに、ひえづ物産というのは課税事業者でして、登録もして、新たに10月1日からの対応もしていくということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 分かりました。そうしますと、これまでいろいろと日吉津村の公共的なお仕事をお願いした事業者っていうのは、やっぱり課税業者の方がほとんどだったという

ことでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 民間の業者の方であれば、大体それが課税事業者になると思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 分かりました。私、インボイスについては、業者と業者との関係なんですけど、課税業者の方がそうでない人との、何ていうか、商売を一緒にされてたんですけども、それが本当に人間関係が崩れていくような現実もあって、これは、何ていうの、両方にとって非常によくない制度だなんていうふうに思ってます。国のほうでは、消費税の税率を構わなくとも、二千何百億の税収が上がってくるというふうに試算されているようですけれども、本当にこういった形で、今、消費税、物価が上昇してる中で、それでまたコロナを体験されて、今ここで踏ん張って頑張ろうかなと言っておられた業者さんが、本当にこのインボイスで、課税業者にならんと仕事もらえんしとかいうようなことで困っておられる方があります。村内ではないのかもしれませんが、そういった形で、全国で今、大きな運動が起こっているようですけれども、ぜひともこういったことにも、何ていいますかね、今、こんなときだからこそ、福祉の後退がないようにぜひともお願いをいたしまして、終わりたいと思いますけれども、最後に村長の御答弁をお願いします。

○議長（山路 有君） 難しいですね。どの辺を答えていいのか。インボイスについて、全体的な村長の考えということですね。

○議員（3番 江田 加代君） インボイスも、マイナンバーも、共通点は一緒ですけど。

○議長（山路 有君） 明確に言ってあげないと、答弁者のほうも、どの辺から答えるのかなというふうに思われると思います。

○議員（3番 江田 加代君） そうしますと、まず、村長さんをお願いしたいのは、先ほども言いましたけれども、国が進めていることが、果たして村民にとってどうかなっていうことをぜひ考えていただきまして、やっぱり今、村民の方は、介護が必要になったときに一体どうすればいいのかっていうことを不安に思っておられますし、そういった意味では、国が言っていることにちょっとだけ批判的な側面からもお考えいただいて、住民の福祉の向上に邁進していただきたいと思います。そういったことを望んでおりますので、御答弁をお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。国で考えられることにつきましても、それぞれ目的、

狙いがあるってされることだと思っています。それと、村民の皆様の福祉、これが一番地方自治体にとっては大切なことだと思っていますので、そこで国に対して制度等で改正など必要なことがあれば、先ほども申し上げましたけども、しっかりと声は伝えていきたいと思っています。やはり、村民の皆様の暮らし、住みやすい日吉津村というのをつくっていくというのが我々の責務だと思っていますので、そういった視点で、引き続き尽力してまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○議員（3番 江田 加代君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午前10時55分から再開しますので、同議場にお集まりください。

それでは、休憩に入りたいと思います。

午前10時30分休憩

午前10時55分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順8番、橋井満義議員の一般質問を許します。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 議席番号8番、橋井満義でございます。村長、村議選挙が終わりまして、初めての定例会の開催となったわけでございます。今後4年間、皆様方の前でこうして一般質問させていただくことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今回の令和5年度第2回の定例会におきまして、8名の議員から通告ありまして、私が一番最後となるようでございます。ただいま午前10時55分開会ということですので、おおむね60分間時間をいただいておりますので、質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の一般質問につきましては、大きな項目として3点上げさせていただきました。まず1点は、うなばら荘の今後についての問題、2点目が、イオン横にありますが新鮮市場の運営についての問題、そして、3点目が、王子製紙の設備投資についての問題ということで、3点、大きな項目で質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問についての詳細であります。まず1点目、うなばら荘の今後ということあります。今回も様々な議員から、このうなばら荘についての指摘と質疑があったように思います。こ

の件につきましては、皆様、承知とは思いますが、なかなか村民の皆様、これらうなばら荘の現在の状況がどのようになっているのかということが本当に認識されておるのかどうかということと私は常々から疑問に思っておりましたので、改めて、私は村民の皆様、知っていただくべき問題点を提示して、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、うなばら荘は、建物は西部広域行政管理組合が建設をし、その運営を、昨年まで日吉津村が行っておりますうなばら福祉事業団ということが経営を受託して運営をしてまいったものがあります。底地の土地につきましては、もともと日吉津村のものでございます。そこに建物は西部広域の所有のもの、その運営をうなばら福祉事業団が行っておりました。そして、今年の、これは4月でしたか、5月でしたか、ちょっと後でまた詳細をはっきりさせます、ヤードクリエイションに譲渡を西部広域が行いまして、建物の権利関係は、現在、西部広域がヤードクリエイションに譲渡をしたということになっております。ところが、このヤードクリエイションは譲渡をした後に、事業ができませんよということで撤回を求める旨を西部広域に提示をいたしました。しかしながら、その後、ヤードクリエイションは撤回をした旨を、その後の状況をはっきり私どもに明示しておる気配がございません。西部広域のほうとしては、現在、協議をしておるということのようですが、その中には西部広域の役員として村長も出席をしておるわけでありますので、この場を借りて、村長にはきちっとした答弁をいただきたいということの趣旨で質問をさせていただくわけでございます。長くなるとはいけませんので、現在の西部広域が、このうなばら荘に対して、ヤードクリエイションと行っている現在の状況についての詳細を、まず説明させていただきたいと思っております。

それから、村民の皆様は、このうなばら荘の前の道路、村道うなばら線を一度確認のために、暇なときには通っていただきたいと思っております。あの建物の現在の状況、姿がいかなるものか。屋根は塗装が剥げて、ペイントが浮いて、もう見るも無残な状況であります。外壁はまだ仕上げが違いますので、そうではございませんが、もう屋根と云ったら、ペイントは剥けており、あの屋根材はそんなに安い素材ではなかったと思っておりますので、あれは再塗装をしたのか、それが浮いてきているのかどうか分かりませんが、ダークブルーグレーといいたまうか、紺色のペイントがもう既にべろべろべろはぐれて、みっともない状況になっております。あれらを見て、どうされるのかなというふうに思いますし、それにも増して、建物の外構は草だらけで、もう幽霊屋敷そのものであります。これらの外構は、土地は村が所有をしておるわけではありますから、これは通常法律上は、建物の所有権がヤードクリエイションに移っておるわけでありますから、建物に付随して機能を果たすべき外構でありますから、これは、係争問題云々になったとしても、

外構の景観並びにそういったものの村地保全を尽くす義務は、建物の所有者にあるというふうに解してよろしいかと思っております。それらも全くされずに、野放図のままで、ひどい状態であります。もう、これは村にとって大変迷惑千万な状況でありまして、これは後で、再質問のほうできちっとその辺りの関係は示していただきたいなというふうに思いますが、これらについて、現状を見られて、どのように思っておられるか、まず、現状認識の状態確認についての見解を求めます。

それから、このうなばら荘については、ヤードクリエイションが売買譲渡の、これが契約が成立した後に、これらの心臓部であります温泉の泉源並びに、その泉源の温泉を酌み上げるポンプ並びにコンクリートブロック造であります建物のおおむね1坪ちょっとぐらい、1.5坪ぐらいあるかどうかの建物がうなばら荘の道路を挟んだ西側に建っております。その泉源と、その建った建物並びに、それに付随する底地の土地、これがたしか三百十何平米あったと思います。それらの広大な土地まで無償譲渡、50年間を貸し付けるという、この大変、私としては理不尽な契約を提示されたもんですから、私はその当時、反対をさせていただいたもんですが、これは宙ぶらりんになった状態であるように思っております。とはいえ、ヤードクリエイションとの関係がまだ切れたわけではありませんから、これらは議決案件として、その土地、建物、それから泉源、これは2つのものであったと思いましたが、それらまだ、そこでつながっているというふうに解すべきであろうなというふうに思っております。しかしながら、今後、ヤードクリエイションがどのようになっているかということになってきた場合には、別物になってまいりますので、それを、地位、権利を第三者の別の業者に対して、地位、権利の継承を、そこをされる考えでおられるのかどうか、その点をまず一つ。これでうなばら荘は3点の質問。

それから、次に大きな項目で、新鮮市場の運営についての件についてであります。本定例会において、この新鮮市場の事業報告の詳細が提示をされ、村長からの報告を受けました。まず、この新鮮市場の状況は、村民の皆様にご確認をいただきたいと思いますが、昨年度、これは新鮮市場、固有名詞を出しても私は問題はないと思いますので、魚屋さんが2件、木村鮮魚さんと山芳海産、そしてお肉屋のカタオカ精肉店さん、そして、一番南側には岡田商店さんが入っておられました。そして、昨年度には、木村鮮魚さんが自分ちの店舗の左側、海側のほうですね、その空き店舗があったところに天ぷらをメインとする食堂を開設され、1つを埋めていただいております。そして、その後、今年の3月いっぱい、一番南側にありました岡田商店さんが撤退をされました。そして現在、空き店舗です。見るも無残な状況であり、私は、この数日前に、山芳海産の方とお話をしまして、何と寂しい隣になっちゃいましたねということをお話

をしたんですが、やはり隣が空き店舗ですと、店の雰囲気というのは大変寂しいといいたいしょうか、もう何とも言い難い雰囲気がございます。何とか入っていただきたいし、じゃあ、おたくでもう1店舗入って何とか、いやあ、そこまでのうちに馬力がちょっとありませんわというような返答ではありましたが。それらをするためには、やっぱり家賃の云々ということもあつたしょうが、一つはやはり、どういう形でそこをもう一つでも使ってやっていくことを考えればいいのかという、やはり知恵を出していく必要があるなというふうに思っていますので、この空き店舗の補完についてはどのようにお考えなのか、その辺の経営センスを村長からお聞きしたいなというふうに思います。

それから、新鮮市場の2点目、建物の耐用年数と将来計画への展望ということでもあります。これも同じく、この事業計画の中で、要するに、30万ずつ建物の解体費積立てをしております。幾らだったかな、ちょっと忘れちゃいました。この建物は、新鮮市場は村がまず建てました、しかしながら、あそこの底地部分はイオンからの、特に駐車場もなんですけども、イオンから借りて、家賃をイオンに払っております。そして、あの中での掃除は、イオンに入ってる清掃会社と契約をしてるところに清掃の委託もお願いをたしかしてると思いました。ですから、イオンとは切っても切れないんですね。それで、イオンは定期借地でずっとやっていますから、30年でありますので、この間の答弁でもあったんですが、30年まだ来てないですね、26年だったかな、今、イオンがあれして、もう少しなんですけども。それで、30年までは何とかそれを積み立てていこうということで、30年の3、三三が九、900万が解体の30年満期の引当金の満額だったんじゃないかなと思いましたが、900万であれが壊せるわけじゃないですから、その辺についてはどうなんでしょうかということをお聞きしたんですが、明快な答えは出てきませんでした。900万では無理だということは、それは分かってのことだと思いますので。そうしていくと、900万でそれを壊してペアにするのではなくて、その後、どないしていくんじやということがメインになってきますから、改装もしなくちゃならないでしょうし、そうしたときには、解体引当金を改装の部分に持っていくのかということの大きな経営センスがもう今、問われて、準備をしないではないということが私の一番聞きたいところですので、そこをどのように考えておられるのか、将来計画を述べていただきたい。

それから、3点目、あんまり最初の質問長くなるといけませんので、王子製紙の設備投資の話です。これは、先頃、王子製紙の工場増設のラインの計画が新聞でも出ておりました。この話は、私が、今年の3月だったと思いますが、3月の定例会の一般質問でさせていただきました。そのときには、まだ新聞にちっちゃく、その工事の概要等は出ておりませんでした、米子工場でこ

の計画をやっていくんだよということがありましたので、まだその時点でどうするのということ、分からなかったかも分かりませんが、やはり村としてのアクションを早く起こしなさいよという私は暗喩的な働きかけを行ったつもりで自分は思っております。ここに来て、ようやく王子製紙の数十億という投資額の話が出たりして云々をしておるということですが、行政としては、私が苦言を申したかったなというふうに思っておりますのは、やはりアクションの動きが遅いんですね。既に、平井県知事のところでは、県の動きは、もうそこで王子さんの設備投資に対するバックアップをちゃんとしていくよということを知事までもう述べているわけです。これだけの整備投資は、村ばっかりの話ではなくて、県も税金も入ってくる、どういうふうになればいい、それから雇用の問題もあったり云々ということで、もたもたしてる話じゃないですし、一番大きな税金のこともあるわけで、私はこの王子の問題で3点上げておりますが、この1番と2番については、設備計画がその後発表されたんですけども、村としてどのような支援策なりアクションを起こされたのか、そして、設備計画エリアがどうなのか、これ、米子市と日吉津村との間の土地の割合問題で、うちに入ってくるのか入ってこないのか、これ、大きな問題なんです。もう既に大方分かって、分かっているというより、それを嗅ぎつけなくちゃいけないのがやっぱり行政の税金担当の部署ですので、あれですよ、税務担当の課長はぼうっとしてたら困っちゃうよということなんですけども。それが、あわせて、そこ回答いただきたい。

それから、大きな問題は、これにまつわって、おのずとリンクしてくるのは、この固定資産税の問題です。固定資産税の、要するに、減免というようなことを議員の口から最初にストレートに言うと語弊がありますので、この固定資産税率についての、まず村長の所見を伺いたいということで、大きな点のうなばらの問題、新鮮市場の問題、それから王子製紙の企業の問題、以上3点について質問をさせていただきたいと思っておりますので、執行部としては明確な答弁をいただきたいと思っております。内容によっては再質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、橋井議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思っております。大きく3点御質問がありました。1点目がうなばら荘の今後についての御質問、2点目が新鮮市場の運営について、3点目が王子製紙の設備投資についての御質問でございます。

まず、1点目の、うなばら荘の今後についてでございますけれども、西部広域の動向について説明せよということでございます。経過につきましては、先ほど議員のほうから詳しく御説明がありましたけれども、建物について、西部広域行政管理組合のほうから昨年の5月に事業者、ヤ

ードクリエイションのほうに譲渡されて、所有権が移転をしているという状況でございます。この底地土地につきましては、うなばら荘の事業終了に伴いまして、西部広域行政管理組合から日吉津村に返還をされ、令和4年の5月13日に日吉津村と事業者との間で、事業用定期借地権の設定契約により、50年の賃貸借契約を結んでいるところでございます。その後でございますが、事業者のほうから、村と西部広域行政管理組合に対しまして、9月17日付で、新型コロナの拡大等や建設資材の高騰によることなどから、この事業について計画の中止の申出があったところでございます。そうした状況を受けまして、今年の1月になりますけれども、西部広域行政管理組合の正副管理者会議のほうで協議をしたところでありまして、この建物につきましては、この事業者から他の事業者に対して、第三者に譲渡をしていくということを図っていくということで、それに対して、村と西部広域行政管理組合でも協力をして進めていこうということで、今、取組を行っているところであります。

この事業者のほうから事業中止の申出があって以降、数社が興味を示されて、建物の内覧をされた事業者も幾つかあっているような状況もございます。その際の、興味を持っていただいております事業者とのやり取りや内覧の際の説明等につきまして、西部広域のほうで協力、対応をしていただいているというような状況がございます。また、定期的に、村と西部広域、それから事業者の三者で、この情報共有をしながら検討を進めているところでございます。その際の会議の内容、資料等につきまして、中心的な役割を西部広域の事務局のほうで担っていただいているというのが現状でございます。

次に、うなばら荘の現況をどう認識をしているかとの問いでございます。こちらにつきましては、うなばら荘、昨年3月末で営業を終了したところでありまして、おおよそ1年と数か月が経過をしたところでございます。議員からもございましたように、経年とともに屋根の剥がれ等の劣化が進んでいる部分も見受けられるところでありまして、植栽等も大きくなってきている状況がございます。この植栽等につきましては、現在、所有の事業者のほうに適切な管理をしてもらえるように申入れをしているところでございます。

次に、泉源、駐車場用地の契約条項についての御質問でございます。こちらにつきましては、先ほどもお話をしましたが、このうなばら荘の事業終了に伴いまして、土地については西部広域から日吉津村に返還をされ、令和4年の5月13日に日吉津村と事業者との間で、事業用定期借地権設定契約により50年間の賃貸借契約を結んでいるところであります。また、泉源のある土地と併せて、泉源揚水ポンプ及び附属建屋につきましても、村と同事業者で50年間の土地使用賃貸借契約を結んでいるものでございます。駐車場用地を含め土地については、一括で事業用定期借

地権の設定契約を結んでいる状況でございます。現在もこの契約が生きているという状態となっております。泉源のほうの土地使用貸借契約についても、同様にこの契約が生きているという状況でございます。現在、村と西部広域も協力をして、この事業者、第三者譲渡へ向けて検討を進めているところでありまして、この譲渡先が具体的な話になってくれば、この賃貸借契約等につきましても、どうするかというところも含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の新鮮市場の運営についてお答えをしてみたいと思います。まず、1点目が空き店舗の補完について、どのような考えがあるかという問いでございます。こちらにつきましても、先ほど議員のほうから御紹介があったところでもありますけれども、今年の3月末をもって1店が退店をされたところでございます。現在、その1店の区画が空いている、空き店舗となっている状況でございます。現在、この空き店舗のところに入っていただく業者、事業者を探している段階でございます。こういった形でやっていくのかということでございますけれども、まずは、やはり小売というところを今のところ中心に、いろいろ当たったりしているというのが現状でございます。なるべく早期に埋めていけるように取組を進めていきたいというふうに考えております。

次に、この新鮮市場の物産館の建物の耐用年数と将来計画展望についての御質問でございます。この新鮮市場につきましては、平成11年の12月にオープンをして、23年が経過をしたところでございます。法定の耐用年数は、鉄骨造、34年ということでございます。部分的な修繕を随時実施しながら、営業を行っている状況であります。今後、時期を見ながら、空調の整備の更新でありますとか、外壁の補修、自動ドア修繕等を行う予定としているところでございます。イオンとの土地の賃貸借契約は30年間で、2029年までということになっております。この物産館の継続を視野に入れながら、建物の修繕を計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

最後に、王子製紙の設備投資に対する御質問でございます。こちらにつきましては、王子製紙では、木質由来のエタノールと糖液を製造するパイロット、試験的な設備を米子工場へ導入することを決定され、今年の5月13日に新聞報道があったところでございます。投資額は数十億円規模の見込みで、2024年度、令和6年度の下期に稼働する予定とお伺いをしています。この木質由来のエタノールは、航空機燃料などへの利用、活用、また、糖液につきましては、タイヤ用のゴム繊維など、幅広い利用が期待できるものというふうにお聞きをしております。王子製紙さんのほうでは、この建設案が立ち上がったところであり、詳細の設備計画については、今後、詰

めていくこととなるというふうにお伺いしているところであります。そうした進捗状況もお聞かせいただきながら、今後、検討、協議を進めてまいりたいと思いますけれども、村といたしましても、しっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

次に、現在の設備の整備、計画エリアがどこの辺りになるのかという御質問でございまして、現在の整備、計画エリアにつきましては、まだ詳細が公表されていないため、不明でございます。ただ、日吉津村側でも、計画されていることは確認をしているところでございます。

最後に、固定資産税率についての所見はということでございまして、先ほど申し上げました王子製紙さんのこのたびの設備投資に関しましては、しっかりと村のほうでも支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。この固定資産税をどうしていくかという御質問でございますけれども、前回の例などを見ますと、この増設があった部分の固定資産税の一部に対し、補助金を交付するような形で補助をしたということでございまして、そういった例も参考にしながら、今後、状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で橋井議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず、うなばら荘の問題です。この問題は、ずるずるずるずる契約をしたはいいいけども、契約したヤードクリエイションが頓挫をして宙ぶらりんになっておるといのが現状であります。そのあおりを食らってという表現が適切ではないかもしれませんが、そのあおりをもろに日吉津村は受けております。あおりを受けておるだけで、そのままどうしようもないというのを投げとくということにはいきませんので、私は、一村民、一議員として、はっきり申し上げて、これはもう損害賠償ですね。前から、これを申し上げて、私、昨年の契約の云々の、これになったときから、全く弁護士費用とか云々が組まれておりませんでしたので、それを組まれなくちゃ駄目ですよということをあの場で申し上げました。そうしたら、組まれましたね。まず、ここの部分で、それ以降、あれ、たしか今年か、去年だったかな、組んだ予算を一回ちょっと、ちょびっと支出されましたよね、それでまた、今年組んでおられませんかいね、違いますか。ちょっとそれ、確認。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

昨年度、一回、補正予算で50万ほど組ませていただきました。昨年度は支出しておりませんでしたので、今年度また新たに50万、予算を計上させていただいて、今のところまだ支出はし

ておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 橋井です。ということは、去年、補正で50万、弁護士費用として組んだはいいけども、支出をしなかったの、改めて今年度は同額を予算計上したということでありませぬ。

それはそうでしたねということなんです、しかしながら、これって、もう本当、大損害を被ってるんですよ。うちはもう予定で入るべきうなばら荘の賃借料が全くゼロ、おまけに村の景観を著しく毀損されてる。これ、いつ訴訟を起こしてもおかしくない案件ですよ。私なら、もうとっくにこれ、裁判してますよ。それを、ここに1枚かんでいるのは西部広域がいるから、こういうふう、村長やら云々、みんな遠慮してるんです。それもちょっと脇が甘い。西部広域はどういう考えでおられるのか、はっきり申し上げてね、この日吉津村をばかにされてるとは言いませんけど、それに近いことないかなと思ってますよ。あのままの状況で、村の景観を著しく、それをなぜこんなことまで私、申し上げるかといったら、私、選挙期間中に、本当にびっくり仰天、うなばら荘の敷地に入りまして、あそこ、選挙カーを放送したらいけませんから、マイクを切って、すうっとあそこから私、くるっと旋回して、方向転換しようと思った。あのロビーを、今、皆さん行ってみてください。あその玄関から、ガラスの中、見ますとね、あの中、びっくりする。布団が投げ放題、枕は積み放題、あれ、何これと思ってね、たまげましたよ。それで、あの状態で、今回、うなばら荘の報告がありましたから、あれって百三十何万、処分費が出てたじゃないですか。あの枕とか布団は、あれ、あの処分費に入ってるのか、あの布団とか枕って村の備品じゃなくて、あれがないと西部広域の建物のうなばら荘が機能しないので、村のもんじゃないのかなと思って、私思ったりしたんですけど、どんなもんですか。その枕、布団の所有権。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

枕、布団等につきましては、西部広域の備品でございまして、それが契約によって譲渡するということになっておりますので、あのままになってるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ということは、あのロビーに投げっ放し、積みっ放し、あの状態で、あの布団ってもう使えるんですかね。もう多分、下のほうはカビが生えてますよ。恐ろしい光景ですわ。もうお化け屋敷といったら、いっても、本当ね、もう様子を見ただけでも恐ろしいというふうに私は思いました。

それはそうとして、私どもは権利関係を明確にしなくちゃいけない立場にいますから、要するに、あれは日吉津村の百三十何万の予算の中で組んだ処分費には入っていないで、西部広域が、それは処分をするものとして、するべきものであるということは、今おっしゃったので分かりました。でも、もうみっともなくてかなわないから、もう早くあれは何とかされたほうがいいですよ。その申入れをするべき立場にあるのは、日吉津村です。景観的にもう不良行為です、あれは。そこで分かりましたので、布団と枕の話はもうここでしてもどうしようもないのでやめときます。建物ももうさることながら、ペンキは剥げて、みっともないったらありゃしない、いつきのあの栄華を誇ったうなばら荘が本当に情けない、かわいそう、気の毒でね、何とも何とも情けない気持ちに、私、実はなりました。

それで、元へ返ります。訴訟対策としての弁護士費用計上はしてるんだけど、一向に使っておられないということはありませんが、もう、これ以上、ここまでなって、もう6月にもなってますから、それで、こちらのほうが何さらアクションを起こさないというのもね、こんなことってあるんでしょかね。お互いの紳士協定の約束事の中で、投げっ放しされてですね。私は、ひょっとして西部広域の顧問弁護士と、うちが依頼してる弁護士って同じですか、まず。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

西部広域と、うちが依頼を予定している弁護士とは違う方になります。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 違うということで、安心しました。ちなみに、西部町村会と日吉津村がお願いをしている弁護士とは一緒ですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

正式に言うと、鳥取県の町村会が依頼しているところをございまして、そこを通じて紹介していただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 鳥取県の町村会からお願いをしていただいている弁護士を、日吉津村は委託をしよう。それで、西部広域が、今、伺いしてる弁護士とは、それとは違いますよということですね。

それで、日吉津村はまだ、その県のほうにお願いしてるけど、その弁護士とアクションなり、コンタクトを取ったこともあるやなしや。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

その弁護士さんとは、昨年度から何回か相談はさせていただいております。ただ、その相談内容があくまで相談ということですので、まだ、弁護士さんに頼んで委託してもらおうような、そこまでの案件ではないと。それがあった場合に、その委託料として使わせていただこうというふうに考えています。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 分かりました。ということは、以前にも話合いの云々と、正式にそれをする云々ではなくて、弁護士との話をするのにもただというわけにはなりませんから、その時間計算なり云々ということを前聞いたような記憶がありましたので、少しでもそこで支出の部分があったのかなというふうに思ったものですから、それは今のところはお話の段階でということ、支出なりの部分までは至ってないということですね。分かりました。そこまで確認ができました。

ということは、話をまとめてみますと、今現在のうなばら荘の状況としては、西部広域は、アクションをしますよということをおっしゃるんだけど、何らそこから進展がまずない。それで、今後はそれを何とか進展をさせようということ、努力はしておりますよということの話ししかないなというふうに思います。それで、あくまでもヤードクリエイションが、これで駄目になっちゃったので、あれですね、今度は第三者に対してヤードクリエイションが第三者譲渡するということになります。それで、それをしてるんだけど、なかなか第三者のアクションが進んでこないよということのようですね。というのが、いつだったかな、あれ、選挙の後だったかな、前だったかな、選挙、4月の二十何日、25、6日ですね、その前だったかな、あそこに多分内覧会だったと思います。業者の車がたくさんおられて、あれっと思って、私、ずっとちょっと見てたんです。そしたら、その後、鍵を閉めて、ぶうっと車が1台、どこに行くのかなと思ったら、ずっと佐陀橋を越えられて、どっかの事務所、お察しのおりの事務所のほうに向かってお帰りになりました。ああ、これは西部広域の内覧会で確認しております。その後、私らの、ここにも齊田議員おられますけども、建設業界じゃないですけど、建築士会のメンバーの中からは、みんな業者の見積りの話が全部出てます。黙っとってくれ言っても、みんな口、そんなに堅いやついません。あそこの内装の云々、ここの云々というある程度のところの見積りをはじいて出せというのんがありました。

ところがその後、頓挫してます。カーテンがまた閉められました。全然進んでないですよ。そ

れで、多分、これ、乗ってくるやついないんだなと思って、私、実は心配してます。だから、それはアクションを起こしていかないと、西部広域ももっと本腰を入れてやっていかないと、ずるずるずるずるやって、日吉津村には税金は入らないわ、幽霊屋敷の助長になっちゃうわ、とんでもないことで、もういいこと一つもなくなってしまうので、私はそこを申し上げてるんであります。もう少しアクションを起こしていただきたいと思います。その辺の意気込みと言ってはおかしいんですけど、これ、もう時間がたったらいけませんよ。その辺もちょっと、これ、ずっとやってもどうしようもないですけえ、ちょっとその辺の意気込みといいますか、気持ちを聞きたいです。

○議長（山路 有君） 村長がええだないですか。総務課長では答えられんじゃないの。

小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

まず、今の契約状況でございますけれども、ヤードクリエイションと事業予定借地権、50年の、結んでおります。その契約内容ですが、契約してから事業を開始するまでは、賃料を10分の1を支払ってもらうようになっております。ですので、契約から現段階において、月々の賃料は確実に支払っていただいております。それと、契約してから2年以内に事業を開始してくださいと、計画に沿った用途に沿って事業を開始してくださいというふうな契約になっています。それで、さらに、ちょっと延長の規定がありまして、使用開始の期間の延長の承認が1年を超えない範囲以内でできるという契約になってます。そのときにまでできなければ、契約が解除という契約内容になっています。契約が解除になりますと、原状回復して更地返還にしてくださいという契約の中身でございます。

よって、まず、先ほど前段で橋井議員さんがおっしゃった、何も入ってないということではなくて、一応、家賃の決まった分だけは今も収入があるということで御説明をさせていただきたいと思えます。

それで、そういった契約を結んでおりまして、目指すところの公正証書をそのまま、契約をそのまま、借地権の譲渡という形、ヤードクリエイションから次の方、次の事業者へこの契約のまま譲渡するというのが理想な形でございます、ここを目指して探しているところでございます。

ただ、今の状況であると、なかなかこれまでも十数社、手を挙げていただきまして、それぞれ内覧もしていただきました。中で、やはりおっしゃいますように、手をまた下ろされるとか、そのまま連絡がないとかいうようなことが現状として続いております。その中においても、西部広

域やヤードクリエイション、そして、村のパイプを使いまして、いろんな方面にこういう物件があって、今、募集していますというようなことは、そういった努力は続けさせていただいております。何件かまた新たなお話もいただいているところがございますので、その事業者に誠心誠意お話をして、何とかやっていただけないかというようなところを模索しているところがございます。決して危機感がないわけではなくて、おっしゃったうなばら荘の現状も見させていただいて、本当にこれではまずいということは感じています。しかしながら、なかなか事業者もすぐ返事がいただけるような物件でもありませんし、その辺は御理解をいただいて、でも、一刻も早く新しい譲渡先が見つかるように努力をしているところであります。

弁護士さんの委託料の支出の、こちらが思っているところは、この事業用定期借地権がそのまま譲渡するような形の契約になりますと、そこは手続だけの話になりますので、弁護士さんに出ていただくときはないのかなと思ってますが、これを解約して、例えばヤードクリエイションさんとまた違約金の話とか、そのような形になれば、弁護士さんにもお世話にならなきゃいけないというようなことで、今のところは想定をしているところです。今は、この契約に基づいて、第三者譲渡を目指しているということでございますので、十分な説明にならなかったかもしれませんが、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今の現状につきましては、今、総務課長のほうから御説明をさせていただきましたとおりでございます。本当に次の事業者が一刻も早く見つかって、経営に移っていただけるように、いろいろなルートを使いながら、今探しているというような状況でございますので、今後も引き続きまして、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。事業者、それから西部広域にも協力をいただいて、しっかりと進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 次の事業者を見つけて、何とか早く取り組むという想定内の答弁でありますけれども、私は、なぜこの問題で法的措置の問題の部分をしつこく触れて云々をしておるかということの部分は、この部分にあまり時間を取ってもいけませんというわけにはならないんですけれども、これ、今回も長谷川議員並びに河中議員からの質問で、いい質問があったんですよ。海浜エリアの、今回、新しく替わられた担当の課長の仕事になるんですけれども、海浜エリアのゾーンは、このうなばら荘を生かした中での、今回の、去年までの計画スタイルがあったんです。それが、あそこが頓挫したために、この持ってた計画案が履行できなくなって、このたび、

1,000万じゃないや、何ぼだったっけ、サウンディングの業者にそこをやってくれということでお金をつかって、そこで今回また計画練り直していくということのストーリーなんです。だから、うちなんかもう全然、損害被っているもいとこなんですよ、本当は。それをお金に出してやっぱり言わないと、人様って、そう分かってくれないから、私、申し上げているんで。

それと、前から言ってるように、この温泉の土地の揚水ポンプ及び附属建屋の50年云々いうのんも、これもですよ。本当にこれ、令和4年の5月24日、午後1時30分から、わざわざ日吉津村温泉審議会を開いて、温泉審議会を経ないと日吉津の温泉って構えないことが分かってますから、それをやられてるんですよ。そのときに、附属設備の令和4年6月23日から令和5年の3月31日、50年間も、これ、温泉を50年間使わせる、無償でなんていうのは、これ、ただでやるのと一緒にじゃないですか。みんな、誰が生きてます、本当に。ということがあるから、私は、今の人たちが責任が取れないことまでの行使をするなということ言ってるんです。それは、損害を今回被ってる事実をもっと認識をして、それで、今回の海浜エリアゾーンをよくしようという議員の皆さんの熱い思いを実現させるためにも、今回、また練り直してスタートをしなくちゃいけなくなったという事実を認めて、再スタートを新たにしようということで、このうなばらの問題は早期解決をしますということが執行部の大きなかせであると私は思っていますので、それを期待をして、この問題はそこで閉じたいと思います。

それで、次、時間がもう五、六分になっちゃいました。新鮮市場もこのまま投げとったら、もう本当ね、寂しいあれになりますので、それと、今回、あそこの人件費の問題で、人事の問題もあったんです。それをあえて私、新鮮市場の事業運営をしている監査のときの立会人の話したんですけど、もっとこれは、監査項目ではなくて、営業の手腕の問える人材に私は替えてほしいと思っています。これは、事業ですよ、立派な。事業経営として成り立つスタイルを私、取っていただきたい。そうせんと、あそこ、ポシャりますよ。私、心配しておるのは、一番左のお肉屋さん、今年度中に、分かりませんよ。それだけは言っておきます。もっと事業として取組をシビアにやっていただきたい。

あと5分です。最後の王子製紙の大きな問題、これについては、何を申し上げたいかということ、最後の、この固定資産税の云々ということの、ここに言及を私、しましたが、固定資産税を前にはうちは1.6してますから、前からずっと言ってんですよ。これはN1マシンがホレコ川の一番大山側のところに建てられるときに、大きな問題があって、議員でもいろいろそこをプッシュして、やって、議長と一緒にいろんな活動をした経緯が、実はあります。それぐらいの気持ちで向かっていかないと、もう今、村の財政の中で、今年の、今回の令和5年の予算書を分解してみ

くださいよ。日吉津村の固定資産税は約6億ですよ。昔はもっとこれ、たくさんあったんですよ。日吉津なんて6割財政なんてって言われた時期がありました。6割の6億、二、三千万、固定資産税、それとほぼ同額が、あれですわ、国から交付税がほぼ同額で約十二、三億、その約倍が日吉津の大体体力母体だったんです。12億掛ける224億ぐらい。それが去年からおととして、初めて私びっくりしたのは、30億から超えた銭をつくったのが、初めて日吉津が30を超えたはずですわ。だから、日吉津村でそれをどういうふうに考えていくかということは大きな問題であって、住民課長、よくその辺は総務課長と話をさせていただいて、やはり財源確保の中では、お互いに共存共栄の中の関係ですから、村長と、その3人で手を携えて、王子さんとはいいコンタクトを取りながら、そこではいい結果を得れるように考えて、私はいただきたいと思ってる発言です。その最終的に、何ぼにせいとか云々は私の口から言うべきことじゃないですけど、それはその辺の取り組み方の姿勢というか、ポジショニングはどのようにお持ちかなということ、今、少し柔軟性を持たれた回答でも構いませんので、話をいただければありがたいなと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。財源という視点から、議員から非常に過去の経過も踏まえたところで御指摘をいただいたところであります。非常に財源という部分にも大きく関わってくる問題だと考えておりますので、ちょっと現在のところでは、建屋、設備等がどこに、どの辺りにどの程度できるのかというところがまだ分からないところがありますので、その辺りしっかりと王子製紙さんのほうとも情報共有をさせていただきながら、また、どういった支援ができていくのかというところを、状況を見ながらしっかりと詰めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） もう時間がありません、今、村長からの施政の取組について言葉を聞きました。今、多分、王子製紙は日吉津村の態度といいましょうか、ポジションといいましょうか、どのように考えておられるのかというのをよく見ておられると思ってます。その部分では、やはり紳士的な対応で、前向きにお互いの利益の合致するところで、いい結果を見いだしていただければというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で橋井議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散

会いたします。

なお、次回の本会議は、6月19日月曜日、午前9時から議案質疑を行いますので、同議場に御参集ください。

それでは、以上で終わります。御苦労さまでした。

午前11時56分散会
